

静岡市SDGs実施指針の運用基準

(趣旨)

第1条 静岡市SDGs実施指針(以下「実施指針」という。)の運用に関し必要な事項は、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 実施指針及びこの要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) SDGsとは、^{サステイナブル}Sustainable ^{デベロップメント}Development ^{ゴールズ}Goalsの略称である。

(2) 国連とは、国際連合の略称である。

(3) SDGsロゴ等とは、国連が作成したSDGsロゴ、SDGsポスター、SDGsカラーホイール、SDGsアイコンのことをいう(図1、2、3、4参照)。

(4) 市章組合せロゴとは、SDGsロゴ、SDGsカラーホイールと市章又は市章ロゴマークを組み合わせた図のことをいう(図5参照)。

(SDGsロゴ等の取扱い)

第3条 SDGsロゴ等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 各局・区等の事務事業においてSDGsロゴ等を使用する場合は、国連が作成し、国連広報センターが翻訳したロゴ使用のためのガイドライン(日本語訳)(以下「ガイドライン」という。)を遵守し、適切に使用すること。

(2) ガイドラインに記載のないSDGsロゴ等の使用については、事前に国連への確認、許可が必要となるため、適切に対応すること。

(3) 実施指針及びこの要領の施行日以前に策定し、又は改定された個別計画等におけるSDGsロゴ等については、修正不要とする。ただし、必要に応じてガイドラインに沿った適切な使用をするよう柔軟に対応するものとする。普及・啓発に係るチラシ・パンフレット等についても同様に扱うものとする。

(普及・啓発用品の貸出)

第4条 各局・区等でイベント等を実施する場合は、必要に応じてSDGs普及啓発用品借用申請書を企画課あて提出し、企画課管理の普及・啓発用品を使用することができる。

(雑則)

第5条 この要領に規定するもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

図1 SDGs ロゴ

(1) 縦型・カラー



(2) 横型・カラー



(3) 縦型・白黒



(4) 横型・白黒



図2 SDGs ポスター



図3 SDGs カラーホイール



図4 SDGsアイコン

(1) カラー

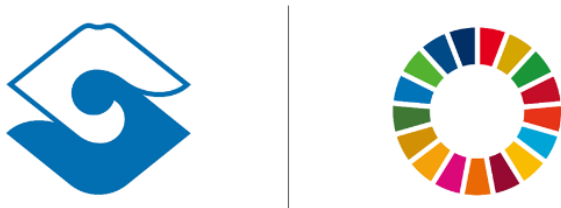


(2) 白黒



図5 市章組合せロゴ

(1) 市章×SDGsカラーホイール



静岡市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

(2) 市ロゴマーク（横組A）×SDGsロゴ（横型）



静岡市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

(3) 市ロゴマーク（横組B）×SDGsロゴ（縦型）



静岡市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。